

広 労 発 基 0324第19号  
令 和 8 年 3 月 24 日

関係団体の長 殿

広 島 労 働 局 長  
( 公 印 省 略 )

令和8年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について (依頼)

平素より労働行政の推進に格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年の職場における熱中症死傷災害の発生状況(令和7年12月末速報値。別紙参照。)を見ると、全国では死亡を含む休業4日の死傷者数は1,681人、うち死亡者数は15人となっています。死亡者数は減少したものの、死傷者数は前年比約4割の大幅な増加となっており、業種別に見ると、製造業337人、建設業278人、商業221人、運送業201人、警備業186人となっており、死傷者数については、全体の約4割が建設業と製造業で発生しています。また、死亡者数は、建設業が最も多く、警備業が続いています熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例や、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している者への配慮を行っていなかった事例も見られました。

このため、厚生労働省では別添の『令和8年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱』(以下「要綱」という。)に基づき、熱中症リスクがあるすべての事業場を対象として、職場における熱中症予防対策の徹底を図ることといたしました。

本キャンペーンでは、すべての職場において、本年3月に定められた「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、特に、①湿球黒球温度の値(WBGT値)の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること、②熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うことなど、重点的な対策の徹底を図るものです。

つきましては、貴団体におかれましても、本キャンペーンの趣旨を御理解の上、傘下団体、事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場の熱中症予防対策が適切に行われますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、本キャンペーンの一環として、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載している熱中症ポータルサイトが引き続き運営される予定であり、要綱、ガイドライン及び熱中症ポータルサイトは、以下の厚生労働省のホームページに掲

載していることを申し添えます。

○掲載先（URL 及びQRコード）

要綱（令和8年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/coolwork\\_2026.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/coolwork_2026.html)



ガイドライン（職場における熱中症防止のためのガイドライン）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_71721.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71721.html)



熱中症ポータルサイト

「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

